

# 平成23年改正度経営事項審査のポイント（奈良県）

## 改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実体をより構成・適正に評価出来るようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

### 1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

①評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ

②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

### 3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

①再生期間中、一律－60点(営業年数評価の最高得点)の減点

②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

### 2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスの取れた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

①完成工事高(X1)の評点テーブルの上方修正

②元請完工高(ZZ)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

### 4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況

➡ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

➡ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで発注者双方の重複・負担を軽減

# 平成23年改正度経営事項審査のポイント（奈良県）

## 1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

①評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ

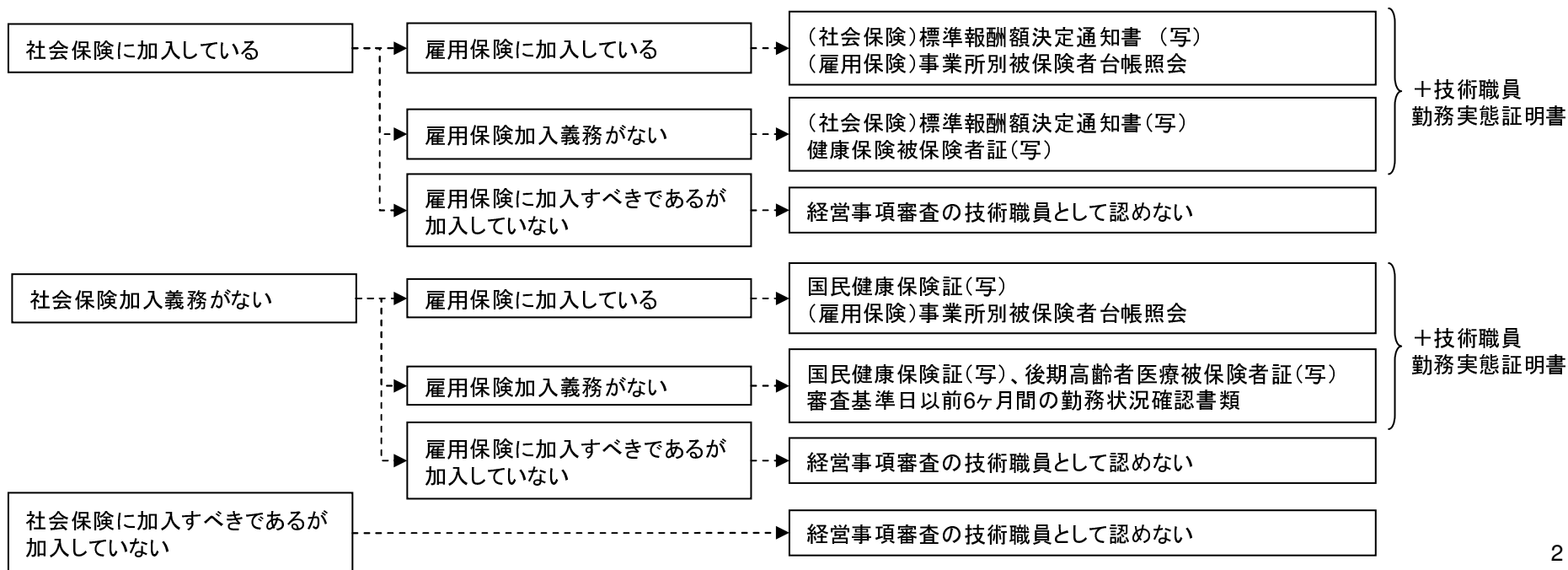
②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

## 確認書類

- ・「技術職員勤務実態証明書」を添付
- ・次のいずれかの方法により確認
  - (1)審査基準日における常勤性確認方法  
(社会保険)標準報酬決定通知書、(雇用保険)事業所別被保険者台帳照会
  - (2)審査基準日以前6ヶ月超の雇用確認方法  
(社会保険)健康保険被保険者証、(雇用保険)事業所別被保険者台帳照会、(その他)出勤簿、給与支給台帳等

上記書類+「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)」(10人以上雇用の場合、就業規則)

## ○技術職員常勤性確認フロー \*いずれの場合においても、審査基準日以前6ヶ月間の月平均出勤日が15日未満の場合は原則計上不可



# 平成23年改正度経営事項審査のポイント（奈良県）

## 2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスの取れた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

①完成工事高(X1)の評点テーブルの上方修正

②元請完工高(ZZ)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

## 確認書類

特になし  
(平成22年4月1日申請分から、新しい評点テーブルにより算出)

(例)現在のX1評点テーブルの一部

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,268
2	800億円以上	1,000億円未満	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
3	600億円以上	800億円未満	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
4	500億円以上	600億円未満	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
5	400億円以上	500億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 11,53$
6	300億円以上	400億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
7	250億円以上	300億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
8	200億円以上	250億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
9	150億円以上	200億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,348$
10	120億円以上	150億円未満	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,258$

(例)改正後のX1評点テーブルの一部

既往の評点テーブルに  
700/687.56を掛け合わせる

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点
1	1,000億円以上		2,309
2	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
3	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
4	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
5	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
6	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
7	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
8	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
9	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
10	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$

# 平成23年改正度経営事項審査のポイント（奈良県）

## 3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

①再生期間中、一律－60点(営業年数評価の最高得点)の減点

②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

## 確認書類

○手続開始決定

特になし(行政庁において確認)

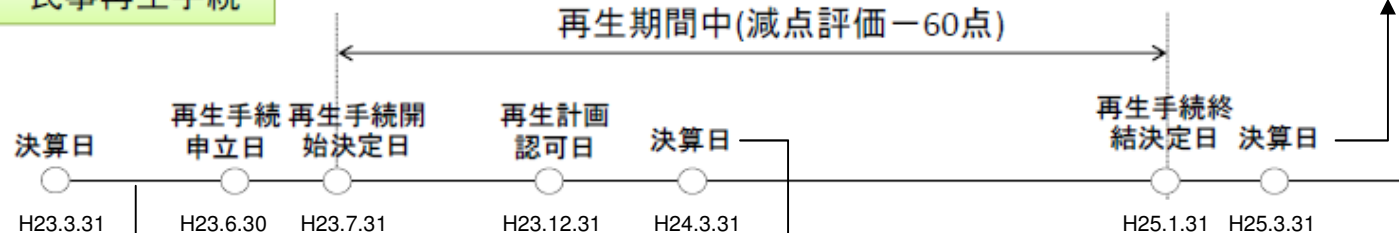
○手続終結決定

手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写し等)

## 【(参考)民事再生手続きにおける経審上の取扱い】

H25.3.31を審査基準日とする経営事項審査におけるW点の考え方  
 営業年数 0年 → 0点  
 再生期間による減点 → 0点  
 合計 0点

## 民事再生手続



営業年数30年

営業年数0年

新しい営業年数の起算点

H24.3.31を審査基準日とする経営事項審査におけるW点の考え方  
 営業年数 30年 → 50点  
 再生期間による減点 → -60点  
 合計 -10点

H23.4.1申立分より適用

# 平成23年改正度経営事項審査のポイント（奈良県）

## 4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

### ①建設機械の保有状況

→ 地域防災への備えの観点から  
建設機会の保有状況を積極的に評価

### ②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

→ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。  
経審に追加することで発注者双方の重複・負担を軽減

## 確認書類

「建設機械の保有一覧表」に次の書類の写しを添付

- (1)所有している場合
- ・売買契約書等所有を確認できる書類
  - ・特定自主検査記録表
- (2)リースの場合
- ・リース契約書
  - ・特定自主検査記録表

審査登録機関が発行した認証を証明する書類の写し

## 【改正後のW点】

### ①建設機械の保有状況

- 建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルが対象
- 建設機械1台につき1点加算
- リースの場合、リース期間が審査基準日より1年7ヶ月以上あることが必要

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
⋮	⋮	⋮
(15)	1台	1
(16)	保有なし	0

### ②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

- ISO9000取得で5点、ISO14000取得で5点を加算
- 認証範囲に建設業が含まれていることが必要
- 一部の営業所のみで認証している場合不可

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

### ③W点のウェイト調整

新設項目（建設機械、ISO）追加後のW点合計  
計に190/200を掛け合わせて、評点の一定  
圧縮を行う

#### 改正後

(W1)労働福祉の状況	(45点)
+	
(W2)建設業の営業年数	(60点)
+	
(W3)防災協定締結の有無	(15点)
+	
(W4)法令遵守の状況	(0点)
+	
(W5)建設業の経理の状況	(30点)
+	
(W6)研究開発の状況	(25点)
+	
(W7)ISO取得の状況	(10点)
+	
(W8)建設機械の保有状況	(15点)
合計点	(200点)

× 190/200

W評点  
(190点)